

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社団法人日本理科教育振興協会の理事、監事(以下「役員」という。)並びに顧問に支給する場合の報酬について定めることを目的とする。

(常勤の役員及び顧問の報酬)

第2条 常勤の役員及び顧問の報酬は、執務条件及び勤務態様を勘案し、会長の発議をもって理事会において決定する。

2 前項の報酬額は、月額50万円を上限とし、10万円を下限として支給する。

(非常勤の役員の報酬)

第3条 非常勤の役員には報酬は支給しない。(注)

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

(退職金)

第5条 役員には、退職金は支給しない。

(その他)

第6条 この規定によりがたい場合は、理事会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年7月1日から施行する。

(注：19.7の改正箇所)